

# ROUSAN パートナーズ 規定集

## ROUSAN パートナース会員規定

### (目的)

第1条 ROUSAN パートナース制度は、広範な未組織登山者に登山知識・技術を学ぶ機会をつくり、山での事故を減らし、登山文化の発展に寄与するという労山の基本理念を全国の登山愛好家のなかに広く普及し、組織することを目的とする。

### (活動)

第2条 ROUSAN パートナースは、会・クラブの団体組織とともに労山組織を構成し、団体組織との相互のパートナーシップづくりをめざして活動する。ROUSAN パートナース制度は、「ROUSAN パートナース」と称する。

### (会員の権利と義務)

第3条 労山規約第4条および第5条を準用することを基本とする。

### (機関会議への出席)

第4条 労山規約第8条、第9条および第11条を準用することを基本とする。

### (役員への選出)

第5条 労山規約第17条および第16条、第18条、第19条、第20条を準用することを基本とする。

### (入会)

第6条 ROUSAN パートナースは、16歳以上で日本勤労者山岳連盟規約とこの規定を認め、別に定める所定の手続きにもとづき個人会費を添えて、全国連盟に申し込み承認を得れば、誰でもこの連盟のROUSAN パートナースとなることができる。

ただし、20歳未満の入会は保護者の承諾を書面で受けたものであること。

### (個人会費)

第7条 個人会費は、年額8,000円として加入時に年額を一括納付する。なお、登山時報購読をとまなう場合は、会員□型とし、年額12,000円とする。

第8条 会計年度は、1月1日より12月31日までとする

第9条 運用については、労山規約第25条、第26条、第27条を準用する。

### (安全登山支援)

第10条 ROUSAN パートナースの登山の安全管理を目的に、安全登山サポートシステムを実施し、運用は別に定める。

### (遭難事故対策制度)

第11条 ROUSAN パートナースには、ROUSAN パートナース独自の遭難事故対策補償制度を実施し、運用は別に定める。

### (退会・除名)

第12条 ROUSAN パートナースが会員期間内に退会しようとするときは、退会届を提出し、会員証を当連盟に返納しなければならない。なお、退会する者に対し当連盟は、既に納入した会費等の返還は行わない。

第13条 ROUSAN パートナースが、連盟の名誉と団結を著しく損なう行為があった場合は、理事会が審議し、直近の評議会または総会に提案し、その機関で決議して除名をすることができる。その場合、そのROUSAN パートナースに対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

ただし、これらの決議は3分の2以上の賛成を必要とする。

(個人情報保護)

第14条 当連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとし、日本勤労者山岳連盟の活動以外に使用しないものとする。

ただし、登山活動等において、当該会員の生命、身体の保護が必要であり、本人の同意を得ることが困難である場合には、救助、医療関係者に個人情報を提供することができる。

(規定の改廃)

第15条 本規定は、ROUSAN パートナーズ制度の運用実証を行った結果に基づき ROUSAN パートナーズ制度について整理・修正、拡充し、直近の全国連盟総会において日本勤労者山岳連盟規約の中に挿入した規約改定を提起し、総会の議を経て規約と規定に整理・改正するものとする。

付則 この規定は、2012年2月19日全国連盟総会決定に基づき2012年8月21日理事会で決定、2012年9月1日より施行する。

## ROUSAN パートナーズ会員入会手続き要綱

(入会申込)

第1条 ROUSAN パートナーズ入会申込は、「ROUSAN パートナーズ」ホームページにアクセスし、入会申し込み情報を入力し、Eメール送信することにより入会手続きを行うものとする。

(会費納入)

第2条 ROUSAN パートナーズ入会申込を受付した「ROUSAN パートナーズ」は、入会申込者に希望する会費振込方法による指定用紙を送付し、入会申込者は指定機関から年会費の納入をおこなうものとする。

(会員ID交付)

第3条 「ROUSAN パートナーズ」は年会費の入金があったことを確認し、入会を認め、会員IDをEメールで入会申込者に通知する。申込者が、このEメールを受信した時点から会員となり、「ROUSAN パートナーズ」ホームページ上のすべてのサービスと安全登山サポートシステムが利用可能となる。

(会員証送付)

第4条 入会申込者からの年会費入金確認後、「ROUSAN パートナーズ」は遅滞なく入会申込者に会員証を登録住所に郵送する。同時に、入会ガイドンス文書なども同送する。

(要綱の改廃)

第5条 本要綱の改廃は、全国理事会の決するところによる。

付則 この要綱は、2012年8月21日理事会で決定、2012年9月1日より施行する。

ROUSAN パートナース  
遭難事故対策補償制度

規 定

第1章 総則

(目的)

第1条 日本勤労者山岳連盟（以下、単に「全国連盟」という）は、ROUSAN パートナースを対象にした遭難事故対策補償制度を運営する。

2.この制度は、全国連盟に加入する ROUSAN パートナース制度の会員が登山中の遭難事故により、救助捜索費用など多大な経済的負担を被ったとき、会員の負担を軽減させ、併せて登山の安全、遭難の防止の発展に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この制度では全国連盟に加入する ROUSAN パートナースを対象にする。

(運営)

第3条 この制度は、ROUSAN パートナースの会費等によって運営する。

2.この制度への登録にあたっては、会員の住居が明確であり、会費の未納がないこと。

第2章 運営体制

(運営委員会)

第4条 この制度の運営のため ROUSAN パートナース遭難事故対策補償制度運営委員会（以下、単に「委員会」という）を置く。

2.全国連盟理事会は總會の同意を得て、委員会を構成する運営委員を若干名指名する。

3.運営委員の任期は全国連盟役員の任期と同一とする。補充された運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(監査委員)

第5条 公正な運営を期するため、その監査を任務とする監査委員2名を置く。

2.監査委員は全国連盟監事をもってこれにあてる。

(事務局)

第6条 委員会に日常業務の処理のため事務局を置く。

(運営委員会の機能)

第7条 委員会の常務は次のとおりとする。

- (1) 日常業務の運営・管理
- (2) 事故の確認、調査
- (3) 会計報告
- (4) その他必要と認める業務

(会議)

第8条 委員会は委員長招集により会議を行い、必要事項を決定する。

2.委員会は過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数の賛意を要する。

### 第3章 監督体制

(指導、監督)

第9条 委員会は全国連盟理事会の指導、監督を受ける。

2.委員会はこの制度の業務について、全国連盟理事会に対し日常的に報告する。

### 第4章 財政

(会計年度)

第10条 会計年度は1月1日から同年12月31日までとする。

2.この制度の運営に必要な金員については、金融機関等への預金及び有価証券等で保全することができる。

(会計報告・および監査報告)

第11条 委員会は会計年度の経過後、速やかに会計報告および会計監査報告を、全国連盟理事会を経て同評議会または総会に行うものとする。

(費用の区分)

第12条 この制度の運営にあたっては、会費から一人当たり3000円を充当する。

2.運営費用の区分は、委員会の発議により全国連盟理事会が定めるものとする。

### 第5章 運営

(性格)

第13条 ROUSAN パートナーズが登山中不測の災害を受け資金を必要としたとき、所定の手続きに基づき金員の交付を受けることができる。

(登録)

第14条 ROUSAN パートナーズは、所定の手続きにて全国連盟事務局に登録をする。

2.継続加入の場合は、登録期間内にその手続きを完了することとする。

(登録期間)

第15条 登録期間は加入申し込みを受理した日から、委員会の定めた登録期限までとする。

(交付申請)

第16条 本規定第13条により資金の交付を受けようとするときは、書面で委員会に申請するものとする。

2.前項の書面には、遭難者の住所、氏名、生年月日、事故の原因、発生日時、場所、状況が記載されていなければならない。また、これらの事項が虚偽でないことを証明する書類を添付しなければならない。

3.前々項の書面の内容は[細則-1]に基づいていなければならない。

4 委員会は、特に必要とする書類の添付、証拠となるものの提出を求めることができる。

(認定)

第17条 交付の可否の決定は委員会が行うものとする。

(交付)

第18条 登録者が本規定第3条、同16条に抵触したとき、または細則に定める規定に基づいていないときは、交付を受ける資格を失うものとする。

(交付の対象と算出方法)

第 19 条 交付対象は[細則-2]、交付金額および算出方法は[細則-3]の定めるところによる。

2.交付金額については定められた額の範囲内において、申請内容を照合査定のうえ委員会が決定する。

3.交付は、登録期間中 2 件までとし、限度額の範囲内で交付する。

(交付申請の期限)

第 20 条 交付を受けようとする者は、事故発生日より 1 年以内に申請をしなければならない。ただし、特別の事由がありかつ期間内に委員会に連絡のあった場合はこの限りではない。

(交付金の返還)

第 21 条 交付を受けた後、交付当時に本規定に定める加入資格や交付資格のないこと、申請書面記載事項が虚偽であったことが判明したときは、交付金を返還しなければならない。これは交付を受けたものとこれらに加担したものの連帯責任とする。

(登録の解消)

第 22 条 登録を解消する場合、所定の手続きを要する。

(規定の改廃等)

第 23 条 本規定に定めのない事項については、本規定の主旨に反しない範囲で全国連盟理事会が決定する。

2.本規定で委任を受けた事項、および委員会業務の処理に関する事項について、本規定の主旨に反しない範囲で、細則をもって定めることができる。細則は委員会が発議し、全国連盟理事会の承認をうけるものとする。

3.本規定の改廃は、委員会の発議により、全国理事会の決するところによる。

付則 この規定は、2012 年 8 月 21 日理事会で決定、2012 年 9 月 1 日から施行する。

#### 細則一1 [登山規定]

- 1 事前に安全登山サポートシステム規定に基づく登山計画書を提出する。  
海外登山の場合は事前に委員会に計画書を提出する。
- 2 遭難事故や入院の可能性を含むアクシデントが発生した場合は、下山日を含め 7 日以内に事故一報を安全登山サポートセンターへ通知し、委員会に 30 日以内に事故の経過報告を行う。

#### 細則一2 [交付の対象と範囲]

- 1 登山中の事故とは、車両および交通機関での事故を除く事故であり、登山口から下山口までの間に発生したものを指す。
- 2 人工壁、スキー場での事故は対象としない。
- 3 海外では標高 5000m以下のトレッキングのみを対象とし、全行程が 21 日以内のものとする。

#### 細則一3 [交付金額および算出方法]

交付の金額および算出方法はこの細則による。

- 1 [救助・捜索費交付] (国内)  
2,000,000 円を上限とする費用の実費。  
この費用には、親族・関係者駆けつけ交通費、遺体搬送費を含む。  
それぞれ 50,000 円を上限とする費用の実費。
- 2 [死亡見舞金交付] (国内)  
100,000 円
- 3 [傷害見舞金交付] (国内)  
 (入院 3~30 日まで) 30,000 円       (入院 31 日以上) 50,000 円  
 (通院 3~10 日まで) 5,000 円       (通院 11 日以上) 10,000 円
- 4 [海外トレッキング見舞金交付]  
3 日以上入院した場合に 30,000 円

## 安全登山サポートシステム規定

### (目的)

第1条 この規定は、安全登山サポートシステム（以下「サポートシステム」と称する）の管理・運用を定めたものである。

### (組織)

第2条 サポートシステムを管理・運用するために、日本勤労者山岳連盟内に安全登山サポートセンター（以下「サポートセンター」と称する）を置く。

2. サポートセンターは、日本勤労者山岳連盟の役員と地方連盟協力者で構成する。

3. サポートセンターには、センター長1名、副センター長若干名、および専門スタッフを置く。

4. サポートセンターの役員およびスタッフは日本勤労者山岳連盟全国理事会が選出し、同理事長が任命する。

### (参加資格)

第3条 このサポートシステムには、ROUSANパートナーズと日本勤労者山岳連盟所属の会クラブの会員（以下「所属会員」と称する）が参加できる。

### (参加手続)

第4条 ROUSANパートナーズは、「ROUSANパートナーズ」への入会手続きがサポートシステムへの参加手続きとなる。

2. 所属会員は、所属の会クラブの同意をへて、サポートシステムへの参加手続きを行うこととする。

### (運営原則の順守)

第5条 サポートシステムに参加するROUSANパートナーズと日本勤労者山岳連盟所属の会クラブの会員（以下「参加会員」と称する）は、次の条文の本システム運営原則を順守しなければならない。

2. 次の条文の運営原則を順守しない参加会員に対しては、本システムを運営するサポートセンター運営上の全ての責任を負わない。

### (運営原則)

第6条 参加会員は、パソコンおよび携帯電話・スマートフォンから所定の登山計画書をメールでサポートセンターに提出する。

2. 参加会員の登山計画書（以下「提出登山」と称する）の提出日は、日帰り登山については当日まで、宿泊が伴う登山は前日までとする。

3. 参加会員は、提出登山実施時にパソコンおよび携帯電話・スマートフォンからメールで所定の入山連絡、下山連絡および変更連絡をしなければならない。

4. サポートセンターは、参加会員から、遅滞なく前項実施後に下山連絡がない場合、サポートシステム運用マニュアルにもとづいて対応しなければならない。

### (救助搜索の原則)

第7条 サポートセンターは、参加会員の救助搜索にあたり、労山各地方連盟救助隊に救助搜索の協力を要請できるが、同救助隊の救助搜索参加を義務としない。



(個人情報保護)

第8条 当連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとし、日本勤労者山岳連盟の活動以外に使用しないものとする。

ただし、登山活動等において、当該会員の生命、身体の保護が必要であり、本人の同意を得ることが困難である場合には、救助、医療関係者に個人情報を提供することができる。

(規定の改廃)

第9条 このサポートシステムの主旨に反しない範囲で細則を別に定めることができる。

2.本規定の改廃は、全国連盟理事会の決するところによる。

付則 この規定は2012年8月21日理事会で決定、2012年9月1日から施行する。